

第5次小金井市基本構想

1 基本構想の目的と策定意義・役割

本市では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第4次基本構想」において、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、まちづくりの主体を、市民、団体及び事業者、そして行政である市を含む「私たち」として位置付け、憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、その実現に向けて積極的にまちづくりを進めてきました。

この間、本市の人口は微増傾向にありますが、更なる少子高齢化への対応、公共施設等の老朽化などの課題に向き合ってきました。そして、市民ニーズの一層の多様化や高度化など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化していく中で、行政経営資源を計画的かつ有効に活用することは、次世代に責任を持ち持続可能なまちづくりを進める上で、更に重要になってきています。また、平成23年、地方自治法に規定されていた総合計画(基本構想)の策定義務がなくなり、それぞれの地方公共団体が地域の実情に合わせて、主体的に計画を策定する時代を迎えました。

このような社会潮流の下、私たちは現状の課題に対して将来を見据え、市民のしあわせの増進を図るためには、市民ニーズを的確に捉え、目指すべき将来像を共有し、一層の市民参加と協働によって共に創造していくまちづくりを進めていかなければなりません。そして、更なる少子高齢化・人口減少に対して、まちへの誇りと愛着(シビックプライド)を醸成し、選ばれるまちを目指す戦略を明確にする必要があります。ここに、第4次基本構想の目標年次の到来を機に、新たな基本構想を策定する目的と意義があります。

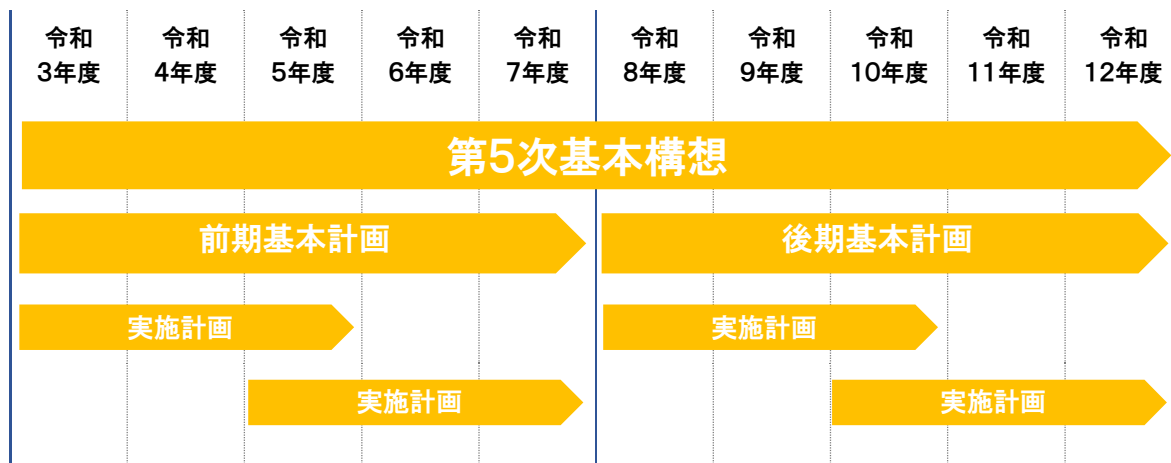
【基本構想の役割】

- 第4次基本構想で示した理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。
- 市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。
- 市民、団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。

2 基本構想の位置付け

(1) 計画期間

基本構想は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。さらに、この基本構想を具体化するために、前期基本計画(令和3～7年度)、後期基本計画(令和8～12年度)及び実施計画を策定します。



(2) 長期総合計画の構成

基本構想

市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、今後10年にわたる将来像実現のため、まちづくりの基本姿勢を踏まえた政策の取組方針を示すものです。

基本計画

基本構想で定める将来像の実現に向けて、具体的な施策とその取組の方向性を示すものです。

実施計画

基本構想・基本計画に基づいて、施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと主な事業の計画年度を示すものです。

3 基本構想の背景

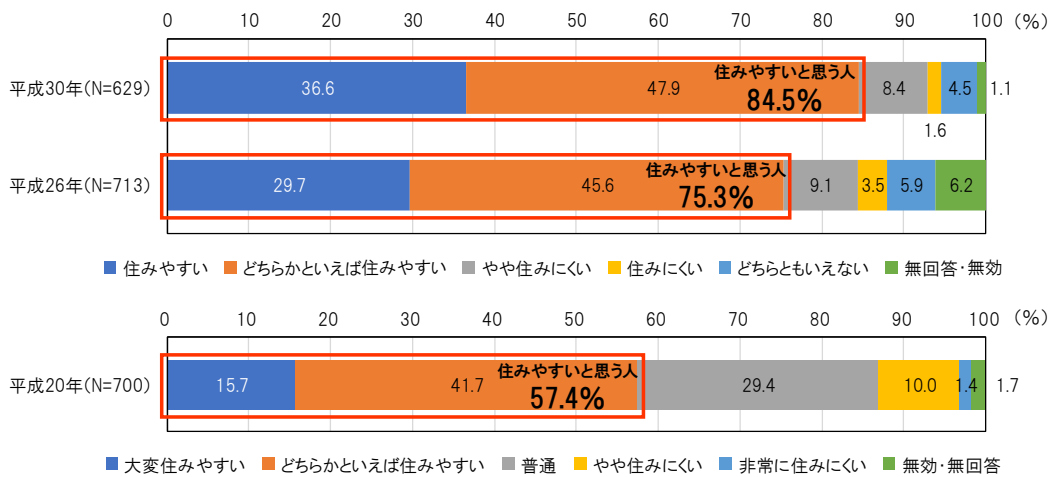
(1) 第4次基本構想・基本計画の振り返り

① 将来像の基本的な指標の状況

第4次基本構想では、令和2年度までの本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、私たちが「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちを目指してきました。

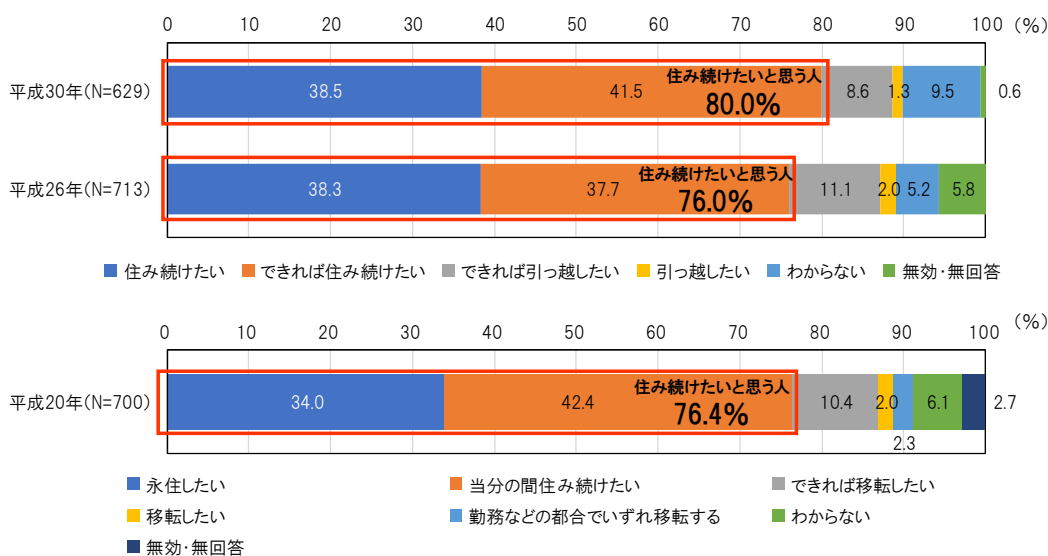
市民意向調査の結果では、住みやすいと思う人の割合も、住み続けたいと思う人の割合も、共に増加傾向にあります。

(N:回答者数)



住みやすさの評価の推移

出典: 小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)



定住志向の推移

出典: 小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)

② 計画分野ごとの取組状況

第4次基本構想・基本計画では、将来像の実現に向けて「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「文化と教育」、「福祉と健康」の4分野で施策を推進し、これらを支えるため、「計画の推進」に取り組んできました。

□施策の大綱(4つの柱)

環境と都市基盤

ごみの処理については、他団体の御支援・御協力の下、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確立に努め、更なるごみの減量に向けて取り組んできました。また、みどりの保全・創出につながる取組を進めるほか、再開発事業や土地区画整理事業による駅周辺を中心としたまちづくりやインフラの充実など住環境・生活環境の整備を進めてきました。

地域と経済

協働については、その拠点となる(仮称)市民協働支援センターについて検討を進めてきました。防災・防犯については、空家等対策も含め、自助・共助・公助のあらゆる面で取組を進めてきました。また、経済に関しては、産業振興プラン、農業振興計画に基づき、東小金井事業創造センター「KO-TO」の開設や新たな市民農園の開園など、様々な取組を進めてきました。

文化と教育

文化や生涯学習については、貫井北センターや市民交流センターなどの拠点整備を進めてきました。また、小金井平和の日条例の制定、人権・男女平等に関する講演会の開催など、人権・平和・男女共同参画の取組を推進してきました。教育については、更なる質の向上と環境の充実を図るため、教育内容・教育方法・学習環境・幼児教育の整備・充実などの取組を進めてきました。

福祉と健康

福祉会館建設の検討、地域包括ケアシステムの深化・推進、児童発達支援センター「きらり」の開設など、仕組みづくりを進めてきました。そのほか、待機児童対策、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行、高齢者見守り協定の締結、休日医療体制の充実など、高齢者福祉、子ども家庭福祉、障がい者福祉、健康の維持・増進の取組を進めてきました。

令和元年度より世界的に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、市民生活を守るため、市独自の緊急対応方針を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてきました。

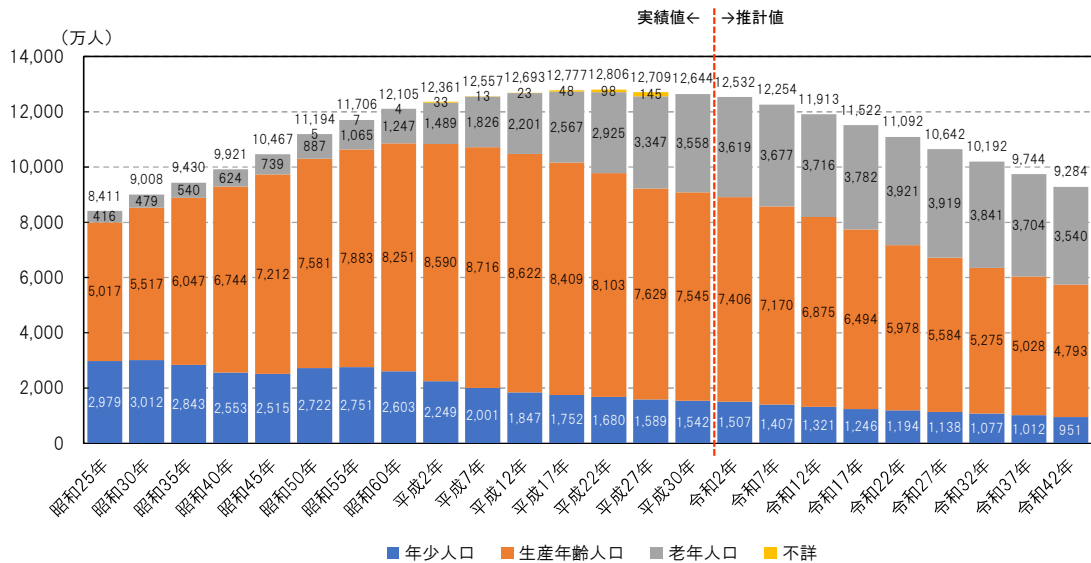
□計画の推進

市民ニーズを把握し、市民参加・協働を進めてきました。公共施設マネジメントについては、公共施設等総合管理計画を策定し、その浸透に努めてきました。また、長年の課題であった市庁舎問題を解決するとともに、本市の総合サービスの提供基盤を築くことを目的とした、新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業を実現に向けて進めてきました。行政経営については、行財政改革プラン2020を策定し、市職員の削減、市民課窓口委託、ふるさと納税の活用推進など、歳入の確保と歳出の適正化を進めてきました。

(2)社会潮流

人口減少と少子高齢化

日本の人口は、現在、減少傾向にあり、将来的にもその傾向が続くと言われています。さらに、全国的に少子高齢化の傾向が進んでいます。その対策が講じられる中、「人生100年時代」という考え方も提唱されるようになっていきます。何歳になっても挑戦し、活躍できることは一人ひとりのしあわせにつながるものですが、社会的には経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、それらに伴う財政負担の増大などが課題となっています。



日本の人口の推移

※平成27年までは総務省「国勢調査」、平成30年は総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在確定値)、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

多様性の尊重

個人の価値観、ライフスタイルは多様化してきています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいなど様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が求められています。

情報化社会の進展

過去10年間で情報環境は様変わりしています。第4次基本構想を策定した平成23年には、日本のスマートフォン普及率は29.3%でしたが、今や70%を超えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、AI技術などの活用、各種コミュニケーションのオンライン化など、技術的な進展が急速に進んでおり、国においてはデジタル革新により実現するSociety 5.0という新たな社会を提唱しているほか、デジタル庁の新設も検討されているなど、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方が変化しつつあります。

持続可能な社会の構築

「持続可能性」の概念は、従前から環境分野において地球温暖化対策などで用いられてきましたが、近年では分野を超えた広がりを見せています。その例が、平成27年に国連サミットで採択されたSDGsです。我が国においても、官民ともに、格差の解消と環境負荷の軽減に取り組み、持続可能な成長が目標となっています。そのほかにも、人口減少社会を見据え、「持続可能性」をキーワードとした取組が進められています。

安全・安心への意識の高まり

近年、大規模災害が多発し、感染症の大流行も度々発生しています。さらに将来には大地震の発生が予測される中、国においてはソフトとハードの両面で被害の最小化とリスクへの対応を図るため、国土強靱化という考え方を打ち出しました。ハード面の整備や関係者間のネットワーク化はもとより、地域における支え合いによる取組や体制構築が求められています。

感染症の大流行を契機とした社会の変容

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や事業者への休業等の要請など、住民生活や地域経済への影響は甚大なものとなりました。日常生活の中で感染拡大を防ぐ対策を余儀なくされており、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方、そして行政の在り方に大きな転換期を迎えています。

地方自治の進展

国において地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体においては今後ますます住民ニーズを細やかに把握し、地域の実情に合わせたまちづくりが求められます。そのためには、住民の参加・協働を充実させ、一人ひとりのニーズに応え、多様化・複雑化・高度化する地域課題の解消に取り組む必要があります。そのためにも、行政情報の積極的な発信やオープンデータの推進など、透明性の高い行政運営が必要となります。

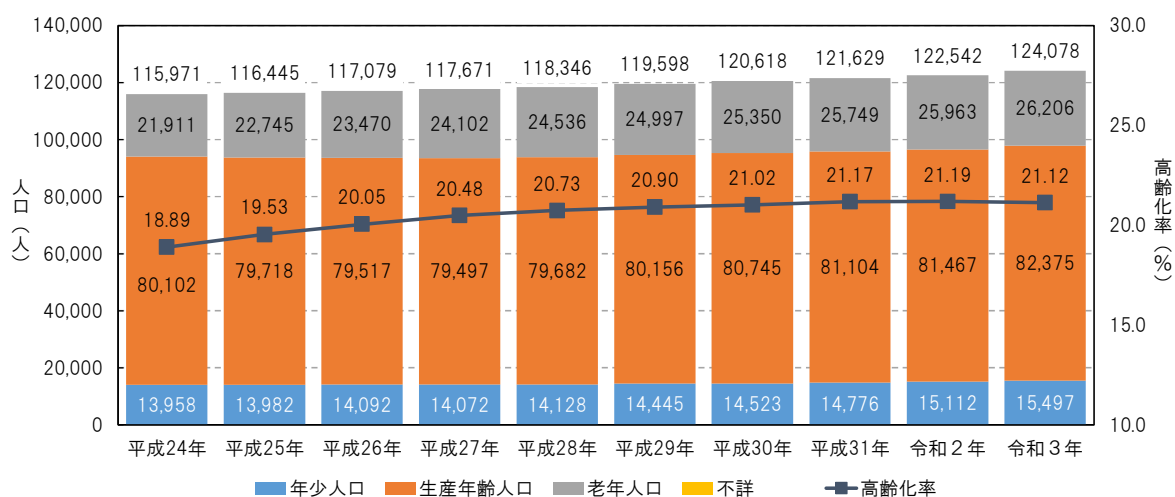
(3)小金井市の現状

① 人口動態

本市の人口は、約12万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成29年10月に12万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和3年4月時点で124,078人になっています。

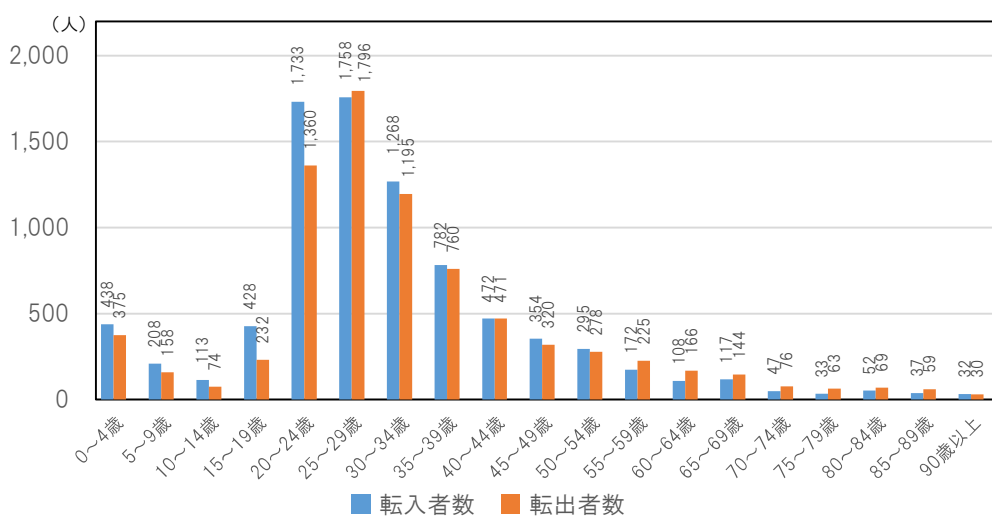
ただし、この中で、老年人口の増加率が約20%と最も大きくなっており、高齢化率は2割を上回っています。近年合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられます。

今後、生産年齢人口を維持するためには、特に転出入の人数が多い20代から30代までの転入維持と転出抑制が課題です。



小金井市の年齢3区分別人口の推移と比率

出典:住民基本台帳(各年4月1日)

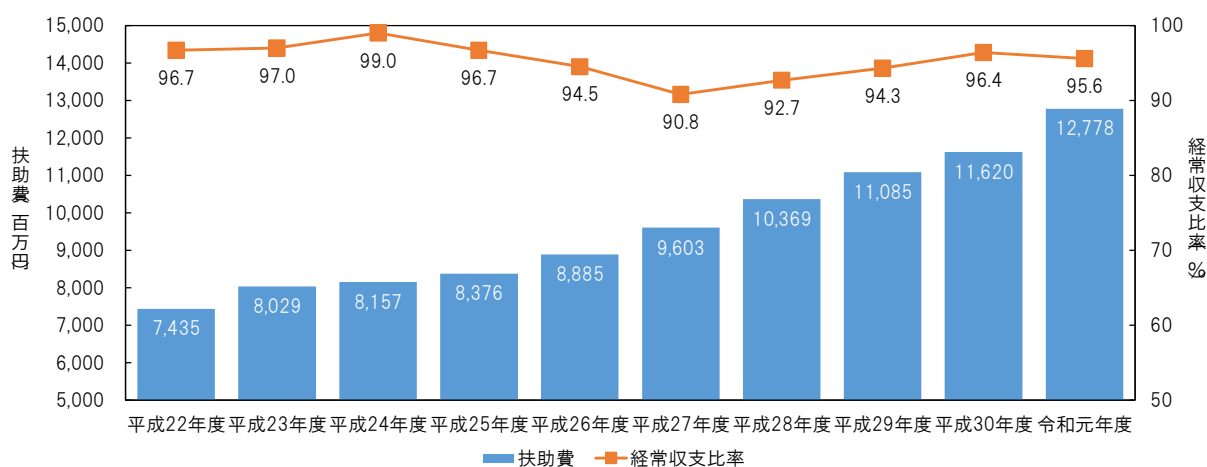


5歳階級別転出入数

出典:住民基本台帳人口移動報告(令和元年)

② 財政

本市は、豊かな自然、閑静な住環境、大学などの教育・研究機関が集まり、交通アクセスも良く、暮らしやすい環境を強みとして発展してきたこともあり、歳入構造の約半分を市税収入が占めています。一方、歳出では、扶助費が年々増加しており、さらに、待機児童解消など子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題への対応に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済や市民生活、市民の経済活動に及ぼす影響も大きく、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。したがって、依然として厳しい財政状況にあり、持続可能な財政基盤の構築が課題です。



扶助費・経常収支比率の推移

出典：小金井市の財政状況

③ 土地利用

本市は、おおむね4km四方で、面積は11.30km²です。全体の約6割を宅地が占めており、農用地、公園・緑地は合わせて2割弱、残りの2割弱が道路などとなっています。特徴として、宅地面積のうち住宅用地が約8割と非常に多く、閑静な住宅地を形成しています。また、本市は、東西・南北の主要な道路が人と物の動線となるとともに、駅周辺には商業施設が集積するなど、生活利便性の高い地域構造となっています。加えて、南北の大規模な都立公園と玉川上水・野川が潤いの空間を形成しています。したがって、みどりの保全を始めとした良好な住環境の維持と、更なる利便性の高い拠点の整備が課題です。

④ 公共施設

本市では、高度経済成長期の急激な人口増加を背景として、市立小中学校や公共下水道を始めとする多くの公共施設等を比較的短期間のうちに整備してきました。現在では、約6

割以上の建築系公共施設が築30年以上を経過しているほか、道路や公共下水道なども老朽化が進んでいます。

将来、人口の減少が見込まれる中、このまま全ての公共施設を維持することは大変難しく、公共施設の総量抑制を基本に、計画的な施設更新、適切な維持管理、資産の有効活用による市民サービスの向上に向けた取組を推進することが課題です。

4 小金井市の将来像

「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」

本市の魅力の一つは、みどりと水に恵まれた豊かな自然です。
それらの自然は、もちろん地理的・歴史的に形成されたものではありませんが、
まちが発展する中でも守られてきたのは市民の努力のたまものです。
これからも「私たち」は、豊かな自然を愛し、守り、いかしていきます。

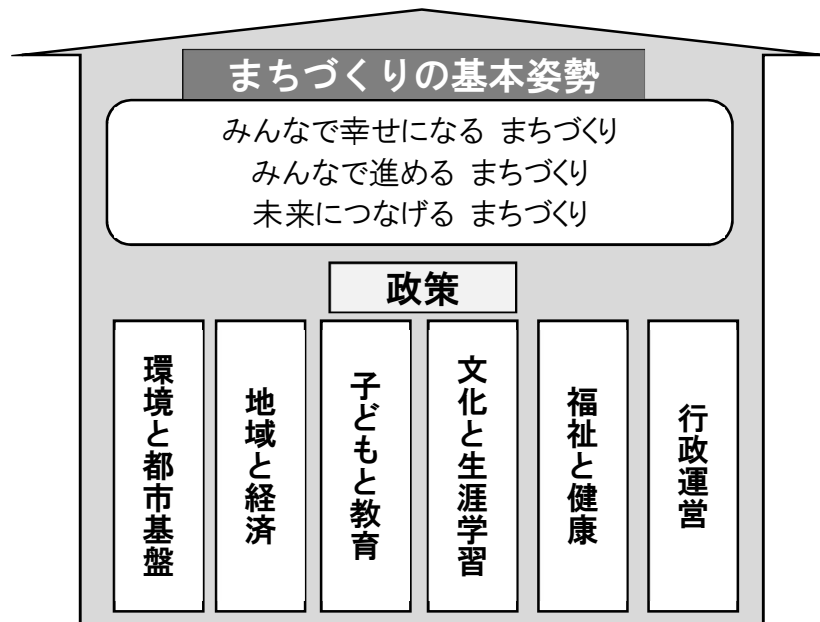
このような「私たち」の主体的な活動、そして市民参加と協働は、
みどりと水に限らず、様々な分野で取り組まれ、新たな魅力を生み出し、さらに、
一人ひとりが抱える課題、そしてますます複雑化する地域の諸問題の解消にもつながるものです。

これらを進めることで、私たちが皆笑顔になり、心豊かに暮らすことができるようになるはずです。
そしてまた、私たちの中に人の輪が生まれ、それぞれを認め合い、尊重し、
また支え合いながら地域で暮らしていくこととなるでしょう。

住みやすく、そして住み続けたいと思える小金井市であり続けるため、
誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、
「しあわせ」を感じられるまちを目指します。

将来像

いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市



5 まちづくりの基本姿勢

将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての私たちの基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めます。

みんなで幸せになる まちづくり

まちづくりは、市民一人ひとりを尊重し、しあわせな生活を実現するものです。市民の生活を守り、安定・発展させることを最優先としたまちづくりに取り組みます。

みんなで進める まちづくり

まちづくりは、市民、団体、事業者及び行政である市が、市民参加と協働に基づく市民自治により実現するものです。本市への愛着や誇りを育み、お互いに理解し、助け合いながら、まちづくりに取り組みます。

未来につなげる まちづくり

まちづくりは、現在だけでなく、次の世代にとっても豊かで暮らしやすいまちを目指し、進めることが大切です。将来へ向けて希望の持てる、持続可能で活力あるまちづくりに取り組みます。

「私たち」とは

「私たち」とは、市民を始め、団体、事業者及び行政である市を含む、本市のまちづくりを担う主体となる人たち全体を指す言葉です。

みんなで一緒にまちづくりを進めることを意識しています。

「市民」とは

「私たち」に含まれる「市民」には、市政に関わる主体として、在住するだけでなく、市内に通勤・通学する人を含んで考えます。

6 政策の取組方針

将来像の実現に向け、私たちが取り組む政策を6つに整理し、その取組方針を示します。

環境と都市基盤

自然と都市が調和した人に優しいまち

美しく質の高いみどりと水、静かで落ち着いた住宅地、そして子どもや若者たちの明るい声が聞こえる多くの学園があることは本市の魅力です。これからも一人ひとりがこれらの魅力を更に磨くとともに、便利で暮らしやすく訪れたいくなるまちをつくれます。

●豊かなみどりと水の保全と活用

一人ひとりが守り育てたみどりと水を、これからの世代にも引き継ぎます。そして、みどりと水が今後も本市の魅力であり続け、大都会の憩いとなるよう、公園や農地、水辺などの自然や景観を豊かに保ち、いかします。

●環境に優しい循環型社会の形成

将来にわたって良好な環境を守るため、限りある資源の有効活用、ごみ分別の徹底、省エネルギーの取組など、身近な活動から、環境に優しい持続可能な循環型社会をつくりま

●魅力的で快適な、人に優しいまちづくりの推進

自然と都市が調和しながら利便性が高く、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤を整備し、みどりと水の魅力を求めて多くの人々が訪れ、誰もが安心して暮らせる、人に優しい快適なまちづくりを進めます。

写真等

写真等

地域と経済

安心して過ごせる暮らしやすいまち

地域で助け合い、安心して暮らすことができるとともに、多様な市民力や地域性をいかした、生活都市にふさわしい産業の振興に取り組み、ふれあいと活力のあるまちを実現します。

● 自助・共助・公助のバランスが取れた地域社会の構築

大規模な災害や感染症、多様な犯罪などの発生から生命や財産が守られ、安心して生活できるまちを目指し、誰もが自立し、互いに助け合い寄り添う地域にします。

● 便利で暮らしやすく、ふれあいと活力のあるまちの実現

便利で暮らしやすいまちであるとともに、訪れる人にとっても魅力的なまちであるよう、商業、工業、都市農業及び教育・研究機関などの地域資源を守り育ていかします。そして、更なる魅力の創出・育成により、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまちにします。

写真等

写真等

子どもと教育

心豊かにのびのびと子どもが育つまち

本市で生まれ、育つ子どもたちは、未来を支える担い手です。子どもたちが自らの人生を他者と協力し合って主体的に生きていけるように、出産前後、就学前、就学期などの様々な段階に応じて、また地域との関わり、家庭、学校など様々な場面に合わせて、子育て・子育て支援を総合的に進めます。

●子どもの健やかな育ちの実現

あらゆる子どもにとって最善の利益が実現されることを目指します。子どもたちが安心して居られる場所を保障し、一人ひとりの子どもが主体的に学びながら、豊かな体験を通して、自己肯定感や他者への思いやり、社会参加や自己実現ができる力を育みます。

●子育て環境の充実

多様化していく社会において、直面する課題を受け止めて、子育て家庭を支えます。あらゆる子どもが健やかに育つために関係者の連携を深め、きめ細やかな支援に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り、育てていける環境を整えます。

●生きる力の育成と学習環境の整備・充実

子どもたちが活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長できるよう、主体的に生きる力を育みます。そのために安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組みます。

写真等

写真等

文化と生涯学習

一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるまち

一人ひとりがお互いに尊重され、認め合い、平等に暮らせるまちにおいて、交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの機会を持つことで、誰もが心豊かに暮らしつつ、文化を醸成していきます。

● 個人の尊厳と平等を尊ぶ意識の共有

国籍、性、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もがお互いに個性を尊重し、認め合うことを大切にします。そのために、人権や平等に関する意識を高めるとともに、一人ひとりの命や平和を尊ぶ姿勢を育みます。

● 自分らしく学びを楽しむまちの実現

誰もが生涯にわたって豊かな創造性を発揮し、人と人とのつながりの中で、自分らしい人生を送ることができるまちを実現します。そのために、趣味や教養を深め、健康増進を図り、仲間づくりや生活に役立つような、芸術文化やスポーツなどの様々な学びの機会をつくります。

● 地域における学びの活用の推進

互いに支え合うまちづくりのために、私たちみんなが学び合える環境を整えます。そして、一人ひとりの学びの成果を広く地域にいかすとともに、知識や経験、文化などを次の世代へ継承していきます。

写真等

写真等

福祉と健康

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

保健・医療・福祉の体制を充実させます。高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合うことで、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉を実現します。

● いきいきとした暮らしの充実

年齢や障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、いきいきと充実した暮らしが送れる社会を実現します。そのために居場所づくり、世代間交流、就労などの社会参加・地域交流を支援します。

● 自立した暮らしの支援と実現

市民一人ひとりが自立した暮らしを続けるために、必要な支援を必要なときに受けられる社会を実現します。そのために、保健・医療・福祉の各分野で体制を充実させるとともに、地域における協力と、見守り・支え合いの環境を醸成します。

● 健康な暮らしの支援と実現

あらゆる市民の身体とこころが共に健康であるために、地域の保健・医療体制を充実させます。病気の予防・健康づくりを促進し、健康寿命を延ばしていくための生活環境を実現します。また、感染症の大流行に備えます。

写真等

写真等

行政運営

開かれた市政で誰からも信頼されるまち

多様化するニーズや複雑化する課題に対処し、信頼関係に基づいた協働を通じて、持続可能で安定的な自治体運営を行います。そして、市民満足度を高め、一人ひとりが誇りや愛着の持てるまちづくりを展開します。

● 持続可能な行財政運営

行財政改革の一層の推進を図り、持続可能な財政運営と市民サービスの維持・向上を目指します。また、マネジメントの視点を持ち、組織の最適化、公有財産の適正管理、広域連携の強化、あらゆる事業におけるデジタル技術の利活用を通じて、自律した自治体行政を実現します。

● 共に歩むオープンな行政の実現

情報の発信・公開に取り組み、透明で公正な行政運営を行います。また、多くの人とのコミュニケーションを図ることで、市民参加と協働を更に活性化させていきます。

● みんなから愛されるまちづくり

本市に対する誇りと愛着を高め、「まちの一員」という意識の向上を図ります。また、本市の魅力を掘り起こし、アピールすることで「まちのファン」の拡大を目指します。

写真等

写真等

